平成２３年（フ）第２８５号
広島市南区東雲本町２丁目18番９号
債務者　門田　哲夫
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８６号
広島市中区舟入本町１番１―909号
債務者　永井満智子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９７号
愛媛県松山市土居町738番地１
債務者　平野　鹿雄
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３４号
兵庫県丹波市春日町平松414番地
債務者　滝本　直樹
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１２３２号
札幌市清田区北野５条４丁目22番28号　セジュール北野台202号
債務者　池田　丈伸
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉山　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５号
新潟県魚沼市七日市新田259番地
債務者　櫻井　賢一
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
和歌山市狐島419番地の６
債務者　宮本　　享
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３９２号
愛知県小牧市大字小牧原新田881番地１　エクセレント小牧原Ｂ棟101号
債務者　安藤　廣美
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮　　博則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月９日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４号
岐阜県大垣市二葉町２丁目11番地１　美国マンション103
債務者　佐野　芳典
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋田　直実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
沼津市戸田1472番地の２
債務者　笹原　　東
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相良　優太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
静岡県沼津市戸田1597番地の４
債務者　笹原　幸江
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相良　優太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子839番地３
債務者　高橋　祐子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桝田　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８３６号
大阪府四條畷市岡山１丁目９番５―405号、前住所大阪府四條畷市岡山２丁目20番24号
債務者　冨村　陽子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兵頭　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７０７号
大阪府豊中市蛍池中町２丁目３番１―517号
債務者　浦川義之助
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兵頭　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７３６号
大阪府八尾市恩智南町２―40―１　ハイツ左近１―105、住民票上の住所大阪府八尾市高安町南４丁目12番地の５
債務者　中木　　宜
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８６３号
大阪市住吉区万代東４丁目３番25―206号
債務者　岡本　範彦
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８８３号
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ６―209号
債務者　岸本　和仁
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　昭悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部